

杨木県公報

平 成 25 年 3 月28日(木) 号 外 第 30 号

	B	次		
	規	則		
○県が経営する水道用水供給事業の水道技	術管理者の資	資格等を定める	タオ	き例だ
○国営鬼怒川南部土地改良事業負担金徴収	条例施行規則	∥の制定⋯⋯⋯	• (• • • • •
	教育委	美員会		
○栃木県教育委員会事務局組織規程等の一	·部改正		••••	.
○栃木県教育委員会事務局処務規程の一部	。改正	•••••	••••	••
	企 業			
○栃木県企業局組織規程の一部改正				
○栃木県企業局企業職員給与規程の一部改				
○栃木県企業局処務規程の一部改正			•••••	•
_	400			
	規	則		
栃木県規則第十二号				

平成二十五年三月二十八日県が経営する水道用水供給事業の水道技術管理者の資格等を定める条例施行規則を次のように定める。

栃木県知事 福 田 富 一

(趣旨) 県が経営する水道用水供給事業の水道技術管理者の資格等を定める条例施行規則

(布設工事監督者の資格) 栃木県条例第五十二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。第一条 この規則は、県が経営する水道用水供給事業の水道技術管理者の資格等を定める条例(平成二十四年

- 第二条 条例第四条第六号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - 上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者一号に規定する卒業をした者にあっては二年以一号に規定する卒業をした者にあっては一年以上、同条第二号に規定する卒業をした者にあっては二年以後、又は同法による大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同条第六号)による大学の大学院の研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した一条例第四条第一号又は第二号に規定する卒業をした者であって、学校教育法(昭和二十二年法律第二十
 - に関する技術上の実務に従事した経験を有する者規定する技術上の実務に従事した経験を有する者間定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道同条第三号若しくは第四号に規定する卒業に係る課程に相当する学科目又は課程を、それぞれ当該各号に二 外国の学校において、条例第四条第一号若しくは第三号に規定する卒業に係る学科目若しくは課程又は
 - 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。) であって、一三 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に

(水道技術管理者の資格)

- 第三条 条例第五条第一項第四号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - に関する技術上の実務に従事した経験を有する者学校を卒業した者にあっては九年以上水道学校を卒業した者にあっては七年以上、同条第四号に規定する学校を卒業した者にあっては九年以上水道修めて卒業した後、同条第一号に規定する学校を卒業した者にあっては五年以上、同条第三号に規定するする学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目(次号において「その他の学科目」という。)を一条例第四条第一号、第三号及び第四号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関

- に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号二、外国の学校において、条例第五条第一項第二号に規定する学科目又はその他の学科目に相当する学科目
- した者三 水道法施行規則(昭和三十二年厚生省令第四十五号)第十四条第三号に規定する登録講習の課程を修了
- ものとする。年六月」と、同項第二号中「年数」とあるのは「年数の二分の一に相当する年月数」とそれぞれ読み替える一号中「五年」とあるのは「二年六月」と、「七年」とあるのは「三年六月」と、「九年」とあるのは「四とあるのは「年数の二分の一に相当する年月数」と、同条第三号中「一年」とあるのは「六月」と、前項第て、前条第一号中「一年」とあるのは「六月」と、「二年」とあるのは「一年」と、同条第二号中「年数」と 前条及び前項の規定は、条例第五条第二項第七号の規則で定める者について準用する。この場合におい

温宝

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(生活衛生課)

栃木県規則第十三号

国営鬼怒川南部土地改良事業負担金徴収条例施行規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

栃木県知事 福 田 富 一

国営鬼怒川南部土地改良事業負担金徴収条例施行規則

(配)

下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。第一条 この規則は、国営鬼怒川南部土地改良事業負担金徴収条例(平成二十五年栃木県条例第二十九号。以

(延滞金の減免の申請)

- 帶金減免申請書(別記様式)を知事に提出しなければならない。 第二条 条例第五条第二項の規定により延滞金の減免を受けようとする者は、国営鬼怒川南部土地改良事業延
- した者に通知するものとする。 第三条 知事は、前条の申請書を受理したときは、延滯金の減免の適否を決定し、その旨を当該申請書を提出

(羅霊)

例による。 第四条 この規則に定めるもののほか、負担金、負担金に相当する金銭及び延滞金の徴収については、県税の

温 宝

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

別記様式

年 月 日

栃木県知事

様

申請人 住 所

氏 名

印

国営鬼怒川南部土地改良事業延滞金減免申請書

年度国営鬼怒川南部土地改良事業負担金に係る延滞金について、次の理由により減免を受けたいの で国営鬼怒川南部土地改良事業負担金徴収条例第5条第2項の規定により申請します。

- 1 延滞金の額及びその算出基礎
- 2 減免を受けようとする延滞金の額
- 3 減免を受けようとする理由
- 4 その他
- 注 1の「その算出基礎」については、延滞に係る負担金額、その時期、予定納入年月日、延滞日数等を記入すること。

(農地整備課)

教育委員会

栃木県教育委員会規則第八号

平成二十五年三月二十八日栃木県教育委員会事務局組織規程等の一部を改正する規則を次のように定める。

栃木県教育委員会

栃木県教育委員会事務局組織規程等の一部を改正する規則

(栃木県教育委員会事務局組織規程の一部改正)

改正する。第一条 栃木県教育委員会事務局組織規程(昭和三十三年栃木県教育委員会規則第四号)の一部を次のように

項中「児童生徒指導推進室」の下に「、学力向上推進室」を加える。康福利課の項中「福利厚生担当、共済給付担当」を「厚生給付担当」に改め、同条第二項の表学校教育課の当名」を「担当名」に改め、同表総務課の項中「高校再編推進班」を「高校再編推進担当」に改め、同表健第二条の見出しを「(課、室及び担当)」に改め、同条第一項中「班及び」を削り、同項の表中「班・担

第九条第十四号中「財団法人栃木県体育協会」を「公益財団法人栃木県体育協会」に改める。

第十五条第三項中「班及び担当並びに」を「担当及び」に改める。

に置かれる班長(以下「班長」という。)」を削り、「課内室又は班」を「課内室」に改める。第十七条の見出しを「(室長)」に改め、同条第一項中「、班に班長を」を削り、同条第二項中「又は班

第十八条の二中「、課内室長又は班長」を「又は課内室長」に改める。

(栃木県教育委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

二号)の一部を次のように改正する。第二条 栃木県教育委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(昭和四十六年栃木県教育委員会規則第

第三条第一項第四号中「、課内室長及び班長」を「及び課内室長」に改める。

(栃木県総合教育センター管理規則の一部改正)

正する。 第三条 栃木県総合教育センター管理規則(平成四年栃木県教育委員会規則第十九号)の一部を次のように改

の次に次の一号を加える。担当」を加え、同条第二項の表管理部の項中「管理部」を「総務部」に改め、第八号を第九号とし、第七号第二条第一項中「管理部」を「総務部」に改め、「幼児教育部」の下に「を置き、総務部の下に企画調整

八 センターの業務の総合調整に関すること。

第五条第三項中「管理部長」を「総務部長」に改める。

学 副

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

栃木県教育委員会訓令第二号

本 同

教育事務所

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

栃木県教育委員会

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

る。 栃木県教育委員会事務局処務規程(昭和六十一年栃木県教育委員会訓令第八号)の一部を次のように改正す

「第十六条第五項」に改める。第二条第五号中「総務主幹、」を「総務主幹及び」に改め、「及び班長」を削り、「第十六条第四項」を

第六条の表主管課長の項組織の区分の欄中「、課内室長又は班長」を「又は課内室長」に改める。

金 三

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

(貔笨眯)

企 業 局

栃木県公宮企業管理規程第二号

栃木県企業局組織規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県企業局組織規程の一部を改正する管理規程

繰り上げ、同条第一項電気課の項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。第三条第一項経営企画課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第二十六号までを一号ずつ栃木県企業局組織規程(昭和三十一年栃木県電気事業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

	この管理規程は、平成二十五年四日附 別 則九 再生可能エネルギー等による電				[pv	いけわ。						
并	平成二十五年三月二十八日栃木県企業局企業職員給与規程の木県公営企業管理規程第三号	一部を改正	1する管理	東発	を水	栃木県(のように		唖	H	価	1	
N	この管理規程は、公布の日から施行する。 附 別 第六条第一項中「第三条第一項第三号」を「第三条第一項第五号」に改める。る。 栃木県企業局企業職員給与規程(昭和三十一年栃木県電気事業管理規程第四号)の一部を次のように改正析木県企業局企業職員給与規程の一部を改正する管理規程											
拼	栃木県企業局処務規程の一部を改った県公営企業訓令第一号	귀주 ⊘ 뺆 ◊	いを次のよ	いうに	定的	, w°.				道 事:電管理車		
	別表第二1出先機関関係共通事項の栃木県企業局処務規程(昭和四十一栃木県企業局処務規程の一部・平成二十五年三月二十八日	ユ年栃木≡	东雷冥事举				部を次の	よう	に改正ご田	_を ん。 価	1	
	1 1月以下の任用予定期間の日 日雇用職員の雇用	0										
	別表第二1出先機関関係共通事項の	の表六の酉	第一号を	次の	よう	に改める	0					
	1 職員の通勤手当の支給額の決 定			0	0							
	附 見 号中 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	を「「「	○ ②			及び別表			_			
	この訓令は、平成二十五年四月一日	こかって紹介	ふかる。						(\$	整 企 面	[艦)	
		7.1	7.1									